

第32回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年2月24日(金)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-3会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 8番 知念 一義

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第155号 非農地証明願について

議案第156号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第157号 農地法第5条の規定による許可申請について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長 ただ今から第32回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は5番委員と6番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。

議長 会議についてお諮りします。
本日の総会是一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第155号 非農地証明願いについて議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたのでご説明致します。
議案第155号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に
規程する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は7件です。

番号1番 願出人:本部町在住K氏
申請農地:具志堅2965 登記畑 面積145㎡
具志堅2966 登記畑 面積145㎡
具志堅2967 登記畑 面積192㎡
申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しているため。
所有者:本部町在住K氏
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住U氏
申請農地:瀬底3290-1 登記畑 面積510㎡
申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しているため。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号3番 願出人:浦添市在住O氏
申請農地:謝花169-1 登記畑 面積156㎡
謝花169-3 登記畑 面積68㎡
申請要旨:一つの土地が三筆に分筆され、中央部分の土地が道路用地として
買収されたうえ、残地の一部に墓が建立されており、農地としての利用が
困難であるため。
所有者:願出人に同じ
添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住K氏、U氏
申請農地:瀬底2265-1 登記畑 面積84㎡
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、
畑として使用することが困難であるため。

所有者:願出人に同じ
添付資料説明

番号5番 願出人:那覇市在住A氏
申請農地:崎本部4933 登記畑 面積188㎡
申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しているため。
所有者:願出人に同じ
添付資料説明

番号6番 願出人:今帰仁村在住U氏
申請農地:辺名地735-1 登記原野 面積506㎡
 辺名地735-2 登記畑 面積350㎡
 辺名地736 登記畑 面積253㎡
 辺名地737 登記畑 面積1,266㎡
 辺名地739-1 登記畑 面積1,345㎡
 辺名地740 登記畑 面積711㎡
 辺名地741 登記畑 面積920㎡
申請要旨:畑として利用することが困難な土地であるため。
所有者:願出人に同じ
添付資料説明

番号7番 願出人:うるま市在住A氏
申請農地:瀬底4622 登記畑 面積69㎡
 瀬底4624-3 登記畑 面積159㎡
 瀬底4627-2 登記畑 面積22㎡
申請要旨:土地の形状が悪く、長い間放置していたため、雑草が生い茂り、
畑として使用することが困難であるため。
所有者:うるま市在住A氏
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議に入る前に、補足説明がありましたら、お願いします。

1番委員 2番委員と3番委員と一緒に、実際にパトロールに行き、
申請地を見て回ったので補足説明をします。

番号1番の具志堅の申請地は写真でも見てわかる通り、
雑木や雑草が多く、農地としては利用価値の低い土地だと感じました。
畑として使用する事は困難だと思います。

番号2番の瀬底の土地については、ススキなどの草は生えていましたが、
隣接している畑も含め土がよく、畑として使用する事ができると思います。

番号3番の謝花の土地については、169-3については面積も小さく、
大きな木も生えている状態ですが、169-1については現在お墓が建っていますので、
皆さんで話し合って審議をお願いします。

番号4番の瀬底の土地については、場所や面積を考えても農地として
使用する事は厳しいかと思っています。

番号5番の崎本部の申請地は特に大きな木などはないのですが、
住宅に囲まれており、農地として使用するのは難しい土地でした。

番号6番の辺名地の土地は、バナナの木が数本あり、
また、機械で地面を削ったような跡もありましたので、
現状を見る限り、非農地として認める事は厳しいかと思っています。

番号7番の瀬底の土地は、大きな雑木はありませんが、土地の面積や形を考えると農地として使用する事は厳しいかと思えます。補足説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、審議に入ります。
何か質問や意見がある方はお願いします。

1番委員 補足で説明もしましたが、番号2番の申請地は、土壌も良く、少し手を加えたらすぐにでも畑として使用する事ができると思います。また、番号6番の申請地はバナナもあり、畑として使用する事ができるので、非農地としては認められないと思います。

議長 実際に申請地を見て回った1番委員から、番号2番と番号6番の申請地は少し手を加えたら畑として使用する事ができるという事ですが、他に意見がある方がいましたらお願いします。

議長 他にないようですので進めてもよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、1番委員の説明や写真を考慮し、番号2番と番号6番の申請地については、畑として使用できるという理由で非農地としては認めず、その他の番号1番、番号3番、番号4番、番号5番、番号7番の申請地については、農地として使用する事が困難であるという事で提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第155号 非農地証明願いについては、番号2番、番号6番は否決、番号1番、番号3番、番号4番、番号5番、番号7番は可決と致します。

次に進みます。

議長 議案第156号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)、議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂きましたのでご説明致します。
議案第156号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 瀬底1022-1 面積268㎡ 登記現況共に、畑
利用権を設定する者: 沖縄市在住U氏
利用権設定を受ける者: 本部町在住T氏
利用目的: 畑、10年間の賃貸借。
添付資料説明。

番号2番 伊豆味3512-1 面積16,748㎡ 登記原野、現況畑
伊豆味3512-3 面積1,298㎡ 登記原野、現況畑
利用権を設定する者: 本部町在住I氏
利用権の設定を受ける者: 本部町在住I氏
利用目的: 畑。10年間の使用賃貸借。
添付資料説明。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第156号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)、提案通りに認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第156号は可決決定いたします。

議長 次の議案に進みます。

議長 議案第157号 農地法第5条の規定による許可申請について議案と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名頂いたのでご説明致します。

議案第157号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回、1件の申請書が提出されています。

番号1番 瀬底3281-4 登記畑 面積86㎡
譲渡人:本部町在住U氏
譲受人:東京都在住U氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:瀬底島へ移住したい。
農地区分:小規模の生産性の低い第2種農地

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。意見がある方はお願いします。

2番委員 実際に申請地を見て回ってきたのですが、土地の形が歪であり、また、畑として使用するには面積も小さい土地でした。事前着工なども特にありませんでしたので、認めても問題ないと思います。

議長 パトロールで実際に申請地を確認した2番委員によると、事前着工などもなく、また、畑として使用する事は難しいという意見ですが、他に意見がある方がいましたらお願いします。

議長 意見がないようですので進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 では、事前着工もなく、畑として使用する事が難しいという事を考え、議案第157号番号1番について、提案通り認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしという事で、議案第157号は可決致します。

議長 本日の総会はこのをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫

本部町農業委員会
会長 知念 一義